

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護法による保護に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、生活保護法による保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八戸市長

## 公表日

令和7年5月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護に関する事務
②事務の概要	<p>①保護の実施に関する事務            ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ③職権による保護の開始又は変更に関する事務            ④保護の停止又は廃止に関する事務            ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑥保護に要する費用の返還に関する事務            ⑦徴収金の徴収に関する事務            ※準法定事務(外国人に対する生活保護)を含む</p> <p>&lt;医療扶助のオンライン資格確認に係る業務&gt;            ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携            ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理            ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務            ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等            ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護台帳ファイル、医療扶助資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第23の項            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表の1</p> <p>&lt;医療扶助のオンライン資格確認に係る業務&gt;            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項後段</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>

②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項) (情報照会の根拠) (42,43,161,162の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) (第15,16,20,22,30,39,42,44,50,51,55,61,65,71,76,77,78,88,89,91,98,110,127,134,143,146,153,157,160,163,169,170,171,172,173,174条) (情報照会の根拠) (第44,45,163,164条)</p> <p>&lt;医療扶助のオンライン資格確認に係る業務&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)</p>
---------	---

**5. 評価実施機関における担当部署**

①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	課長

**6. 他の評価実施機関**

--	--

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	八戸市 福祉部 生活福祉課 管理グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5065
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用** [    ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	新規登録等の際には、必ず複数人での確認を行っている。特定個人情報の受け渡しに使用するUSBメモリは、使用を許可された媒体を使用しパスワードによる保護を実施しており、施錠できる引出しに保管している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・毎年度4月～5月に事務取扱者及び保護責任者へ次のとおり研修を実施している。育休取得者等については復帰後に実施し、取扱者全員が受講している。その際、ヒヤリハット事案やシステム関連の注意事項もあわせて周知し、インシデントが発生しないよう対策を講じている。 特定個人情報の適正な取扱いのための研修(事務取扱担当者・保護責任者)、サイバーセキュリティ研修、 特定個人情報の取扱い(マイナンバー情報連携)についての研修 規程等の周知

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	新山 益博	松橋 光宣	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	八戸市 福祉部 生活福祉課 管理グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5065	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	なし	次長兼生活福祉課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	次長兼生活福祉課長	課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価の再実施に伴う変更
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価の再実施に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	⑤ 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年5月18日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務	① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ＜医療扶助のオンライン資格確認に係る業務＞ ① 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ② 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～③は社会保険診療報酬支払基金へ委託	事前	
令和5年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和5年5月24日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護台帳ファイル	生活保護台帳ファイル 医療扶助資格ファイル	事前	
令和5年5月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ＜医療扶助のオンライン資格確認に係る業務＞ ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項後段	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項) (別表第二における情報照会の根拠) (26項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠): (8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (情報照会の根拠): (19条)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項) (別表第二における情報照会の根拠) (26項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (情報照会の根拠): (19条) <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	事前	
令和5年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～③は社会保険診療報酬支払基金へ委託	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託	事前	
令和6年9月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項後段	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第23の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表の1 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項後段	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項) (別表第二における情報照会の根拠) (26項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (情報照会の根拠): (19条)  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務>  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,128,132,140,141,144,151,155,161,167,168,169,170,171,172の項) (情報照会の根拠) (42,43の項)  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) (第15,16,20,22,30,39,42,44,50,51,55,61,65,71,76,77,78,88,89,91,98,110,127,130,134,142,143,146,153,157,163,169,170,171,172,173,174条) (情報照会の根拠) (第44,45条)  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務>  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月10日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年9月1日	事後	評価の再実施に伴う変更
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ※準法定事務(外国人に対する生活保護)を含む  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,128,132,140,141,144,151,155,161,167,168,169,170,171,172の項) (情報照会の根拠) (42,43の項)  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) (第15,16,20,22,30,39,42,44,50,51,55,61,65,71,76,77,78,88,89,91,98,110,127,130,134,142,143,146,153,157,163,169,170,171,172,173,174条) (情報照会の根拠) (第44,45条)  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務>  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項) (情報照会の根拠) (42,43,161,162の項)  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) (第15,16,20,22,30,39,42,44,50,51,55,61,65,71,76,77,78,88,89,91,98,110,127,134,143,146,153,157,160,163,169,170,171,172,173,174条) (情報照会の根拠) (第44,45,163,164条)  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務>  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		「新設」 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		「新設」 9) 従業者に対する教育・啓発十分である	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない